

# 農産物検査に関する事務処理要領改正の概要

## 1 改正の趣旨

農産物検査に関する基本要領(平成 21 年5月 29 日付け 21 総食第 213 号農林水産省総合食料局長通知。)の改正に伴い農産物検査に関する事務処理要領の一部を改正する。

## 2 主な改正内容

- ① 農産物検査の業務の変更
- ② 事務処理要領への附則の追加

## 3 施行期日等

この要領は令和 5年5月 18 日から施行し、令和 5年3月31日から適用する。